

仕 様 書

1 業務の適用

本仕様書は、西区維持管理課が発注する以下の委託業務（以下「業務」という。）について、適用するものとする。

- (1) 樋門吐口の点検管理
- (2) 樋門の操作

2 業務内容

別添の実施要領により行うものとする。

3 業務の実施

- (1) 業務の実施に当たっては、その都度指示票により指示するものとする。
- (2) 指示を受けたときは、直ちに業務を実施するものとする。

4 遵守事項

業務を実施するに当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「労働安全衛生法」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に従うとともに、事故防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。

5 提出等

- (1) 委託業務実施計画書を別添の実施要領により作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書を別添の実施要領により作成し、監督員へ提出しなければならない。

6 その他

- (1) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

実 施 要 領

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は西区内にある施設の機能回復を図るために必要な管理を行うことを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 樋門吐口の点検管理
点検項目及び点検は、指示票により作業日報に基づいて原則1か月1回実施するものとする。
ただし、緊急時には別途指示するものとする。
- (2) 樋門の操作
大雨等緊急時において別途指示により、操作するものとする。
- (3) 点検は原則、市指定の様式とするものとする。
- (4) 異常か所を発見した場合は、直ちに報告するとともに簡易に補修できる場合は補修方法等の検討に可能な限り協力すること。

3 委託業務実施計画書の作成

委託業務実施計画書は次の事項を記載しなければならない。また、当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更委託業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務に従事する従業員の氏名、住所

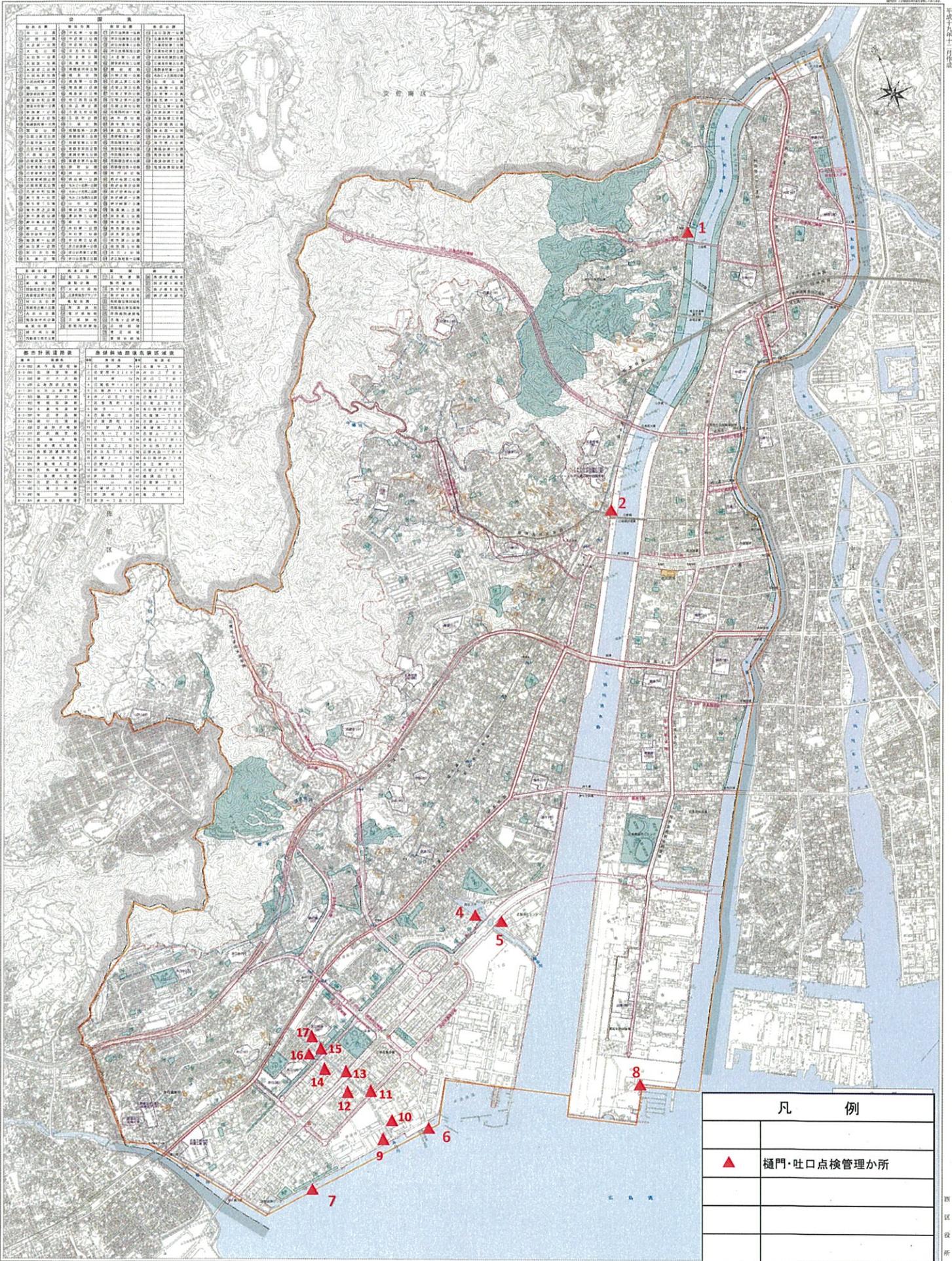
4 委託業務実施報告書の作成

- (1) 監督員の指示により、委託業務実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、提出しなければならない。
- (2) 業務施工状況写真を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 業務集計報告書、業務完了報告書兼検査書を作成し、検査を受けなければならない。
- (4) 検査の結果、手直しを指示された場合は、直ちに履行し再検査を受けなければならない。
- (5) 当月分の報告書については、月末までに監督員に提出しなければならない。
- (6) この実施要領に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

明示条件

明 示 事 項	内 容
その他	令和7年12月単価を適用している。

西区管内図



区界		市界	
1	10	10	10
2	11	11	11
3	12	12	12
4	13	13	13
5	14	14	14
6	15	15	15
7	16	16	16
8	17	17	17
9	18	18	18
10	19	19	19
11	20	20	20
12	21	21	21
13	22	22	22
14	23	23	23
15	24	24	24
16	25	25	25
17	26	26	26
18	27	27	27
19	28	28	28
20	29	29	29
21	30	30	30
22	31	31	31
23	32	32	32
24	33	33	33
25	34	34	34
26	35	35	35
27	36	36	36
28	37	37	37
29	38	38	38
30	39	39	39
31	40	40	40
32	41	41	41
33	42	42	42
34	43	43	43
35	44	44	44
36	45	45	45
37	46	46	46
38	47	47	47
39	48	48	48
40	49	49	49
41	50	50	50
42	51	51	51
43	52	52	52
44	53	53	53
45	54	54	54
46	55	55	55
47	56	56	56
48	57	57	57
49	58	58	58
50	59	59	59
51	60	60	60
52	61	61	61
53	62	62	62
54	63	63	63
55	64	64	64
56	65	65	65
57	66	66	66
58	67	67	67
59	68	68	68
60	69	69	69
61	70	70	70
62	71	71	71
63	72	72	72
64	73	73	73
65	74	74	74
66	75	75	75
67	76	76	76
68	77	77	77
69	78	78	78
70	79	79	79
71	80	80	80
72	81	81	81
73	82	82	82
74	83	83	83
75	84	84	84
76	85	85	85
77	86	86	86
78	87	87	87
79	88	88	88
80	89	89	89
81	90	90	90
82	91	91	91
83	92	92	92
84	93	93	93
85	94	94	94
86	95	95	95
87	96	96	96
88	97	97	97
89	98	98	98
90	99	99	99
91	100	100	100

凡 例	
▲	樋門・吐口点検管理か所

1:18,500

西 区 役 所